

# 芝山町介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表(令和6年6月)

水色は令和6年4月変更分、緑は令和6年6月変更分です。

## A2 芝山町訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1.176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2.349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3.727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等に行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算			

芝山町介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表(令和6年6月)

A6 芝山町通所型サービス(独自)サービスコード表

水色は令和6年4月変更分、緑は令和6年6月変更分です。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位	
	種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	-4		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	-752	1月につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自サービス生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回程度) 176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回程度) 144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回程度) 48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔栄養スクリーニング加算	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ロ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の81/1000加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の65/1000加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の54/1000加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の53/1000加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の43/1000加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の44/1000加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の33/1000加算			
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合×70%	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59 単位	41		
A6	8011	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119 単位	83		
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠		59 単位	41		
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠		119 単位	83		
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	
A6	9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313

通所型サービス(現行相当・独自)

## 芝山町介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表(令和6年6月)

水色は令和6年4月変更分、緑は令和6年6月変更分です。

### AF 芝山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

ケアマネジメント	サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
	種類	項目					
	AF	2111	介護予防ケアマネジメントA 442単位			442	1月につき
	AF	2113		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算		438	
	AF	3111	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者 要支援1・2 300単位	300	
	AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算	300単位加算	300	
	AF	6001	委託連携加算	委託連携加算	300単位加算	300	